明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九一）　一
〔告示〕
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（国土交通一二一三）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所令和五年度財務諸表、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者・証票無効・登録抹消関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、工作物等の保管関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五
四〇

省令

○国土交通省令第九十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（操縦試験手数料等） **第百四十四条**　操縦試験を受ける者が国（指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関）に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる操縦試験の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			（操縦試験手数料等） **第百四十四条**　操縦試験を受ける者が国（指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関）に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる操縦試験の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。		
操縦試験の種別		金額	操縦試験の種別		金額
一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験、二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	四千二百五十円（第百一条第二項の規定による場合にあつては二千四百五十円）	一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験、二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	三千四百五十円（第百一条第二項の規定による場合にあつては千六百円）
一級小型船舶操縦士試験	学科試験	一万円	一級小型船舶操縦士試験	学科試験	六千六百円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士試験	学科試験	四千八百五十円	二級小型船舶操縦士試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験	四千二百五十円	二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験	二千八百円
	実技試験	一万七千九百円		実技試験	一万五千円
二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験	学科試験	四千八百五十円	二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	四千四百円	特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	二千九百円
	実技試験	一万九千円		実技試験	一万六千四百円
2～6　（略）			2～6　（略）		

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。